

民事訴訟法 (配点 40 点)

【出題の趣旨】

設問 1 (10 点)

遺言無効確認の訴えは認められるか。遺言は過去の法律行為であることから、訴訟要件として、確認の利益が認められるか否かが問われていることを摘示してもらいたいと考えた。

設問 2 (30 点)

訴訟要件として、確認の利益が必要とされる理由を述べ、その判断に際しての基準につき検討することが求められる。

確認対象は理論上無限であり、また、認容判決を得ても執行力も有さないことから、紛争の解決に必要であり、有効、適切な訴えに限定する必要がある。よって、確認の利益の判断にあたっては、①手段としての適切性、②対象の適切性、③即時確定の利益が検討されなければならないと考えられる。

本問では、対象の適切性が問題となる。確認対象は原則として、現在の権利関係ないし法的地位であると考えられるからである。まずは、なぜ現在の権利関係ないし法的地位であるとされるのか、その理由を述べ、そこから、本問の遺言無効確認の訴えに必要性和紛争解決の実効性が認められるのかどうかを論ずることが求められる。最判昭和 47 年 2 月 15 日民集 26 卷 1 号 30 頁、最大判昭和 32 年 7 月 20 日民集 11 卷 7 号 1314 頁を踏まえて論ずることができれば高く評価する。

以上